

川崎市行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 少子高齢化の一層の進展等の社会状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応し、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行う本市の行財政改革を推進することを目的として、川崎市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 組織整備計画及び職員配置計画に関すること。
- (3) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち本部長の指名する者がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部会議に係る重要事項を協議するため、本部に幹事会をおく。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成元年川崎市規則第80号）により市長を代理することとなる副市長を、副幹事長は、総務企画局長、財政局長及び教育長をもって充てる。

4 幹事は、総務企画局都市政策部長、人事部長及び行政改革マネジメント推進室長並びに財政局財政部長をもって充てる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(局行財政改革推進本部)

第7条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部並びに川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第1条の規定により設置された市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局（以下「各局」という。）ごとに、各局の行財政改革に係る事項について検討し、実施するため、各局の名を冠した局行財政改革推進本部（以下「局本部」という。）を置く。

2 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は当該各局の長を、副本部長は当該各局の庶務担当部長をもって充てる。

4 本部員は、当該各局の本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部

長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

(川崎新時代・行財政システム改革推進本部設置要綱の廃止)

2 川崎新時代・行財政システム改革推進本部設置要綱(平成7年川総行第3号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

総務企画局長	川崎区長
危機管理監	幸区長
財政局長	中原区長
市民文化局長	高津区長
経済労働局長	宮前区長
環境局長	多摩区長
健康福祉局長	麻生区長
こども未来局長	教育長
まちづくり局長	教育次長
建設緑政局長	上下水道事業管理者
港湾局長	交通局長
臨海部国際戦略本部長	病院事業管理者
消防局長	病院局長
市民オンブズマン事務局長	選挙管理委員会事務局長
会計室長	監査事務局長
	人事委員会事務局長
	議会局長